



土打公園(松下)

極寒のなか草木、自然は春を待っている

季節が極端に変化している、雪の中で力を蓄え、あるいは食がなく耐えに耐えている。

小動物や小鳥達、わずかな食を求め全身全霊をかたむける。

スゴイ自然界の生きるための能力を見る。

やがて太陽の熱量を浴び、水も流れ、土のぬくもりを得て我が世、到来とばかりに飛び出し、芽吹き、開花する。自然界の偉大な作業は実に感服するばかりである。

陸にとどまらず、海のなかでも生存競争が繰り返される。

これも人智では計り知れない、とてつもない新陳代謝が繰り返されている。

競争は強いものが残るのではなく、その環境に適したもののみが残る。(適者生存)

まさに合点がいく話である。恐竜が消えたのは環境に適応不可になったためであろう。

翻って私達人間社会も似ていると思う。産業革命の蒸気機関が人力から機械動力に転換し劇的な発展の基礎となった。私たちの身の回りでも電気製品ひとつをとっても出来ては消え、一つとして永久に残り続けることはない。

食べるもの、嗜好品にしても同じだ。ずっと売れ続けることはない。やがて売れなくなる時が来る。あの永続企業の代表格「とらやの羊羹」は少しずつ変化を加え、変えるところと変えざるどころの連続(イノベーション)と聞く。(不易流行)

さて私達の身の回りでは、今まさにこの転換の真最中ではなかろうか。(コロナ禍)

私は謙虚に自然界の営みに学びたいと思う。逆転ホームランはない。ITイノベーションとてこれを解決してくれるものでもない。歴史、先人の知恵に教えを請いたい。

ハッキリ言えることは「手は必ず在る」と、信じて歩むということか。

令和3年度分 確定申告の変更点

もう間もなく、令和3年(2021年)度分の確定申告の時期に入ります。

ここでは税制改正などによる確定申告の変更点の中から、主なポイントをご紹介します。

①申告期限

令和1年度分・令和2年度分と、コロナ禍の影響を考慮して通常より1か月ほど申告・納税期限が延長されておりました。

令和3年度分については現時点で延長は予定されておらず、普段の期限通りとなっています。

【申告・納付期限】

- ・所得税: 令和4年3月15日(火) (口座振替の方は令和4年4月21日(木)振替)
- ・消費税: 令和4年3月31日(火) (口座振替の方は令和4年4月26日(火)振替)



②ふるさと納税

従来の申告では、寄付した自治体ごとに発行される「寄附金の受領書」の添付が必要でしたが、これに代えて「寄附金控除に関する証明書」の添付も認められるようになりました。

【寄附金控除に関する証明書とは】

- ・「ふるなび」や「さとふる」などのふるさと納税の指定業者が発行する証明書です。
- ・ひとつの証明書に、指定業者を通して申し込んだ寄付の年間金額が記載されます。
 - 複数自治体に寄付をしている場合でも、今回から証明書1枚で済むようになる場合があります。
- ・「寄附金控除に関する証明書」の発行は、指定業者によっては別途申込が必要になります。



③住宅ローン控除

【住宅の床面積要件】

- ・一般的な住宅ローン控除では、住宅の床面積が50㎡以上の住宅が適用対象でした。この床面積要件が、住宅の床面積が40㎡以上でも適用可能になり緩和されます。
- ・ただし床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅は、居住者の合計所得金額が1,000万円以下であることが条件となります。

【控除期間や入居のタイミング】

- ・コロナ禍による影響で令和3年内入居が間に合わなかった場合でも、“一定の期間(※)”までの契約完了を条件に、令和4年末までの入居者が控除期間13年の特例の延長の対象となります。

(※注文住宅は令和2年10月から令和3年9月末まで。分譲住宅などは令和2年12月から令和3年11月末まで)



所得拡大税制が見直されます！

所得拡大税制は、雇用者給与等支給額(従業員に対する給与)が、**前年比 1.5%以上増加**していれば適用され、この増加額の **15%**が法人税・所得税から控除される。さらに要件を満たせば、この税額控除に上乗せ措置があるが、その上乗せ措置が今回見直される。

※適用開始は令和4年4月1日～令和6年3月31日までに開始する事業年度



<改正後の上乗せ措置>

1. 雇用者給与等支給額が**前年比 2.5%以上増加**→税額控除に **15%加算**
2. 教育訓練費が**前年比 10%増加**→税額控除に **10%加算**
→これを適用させる場合は教育訓練費の明細を記載した書類の保存をしなければならない。

それぞれ要件を満たせば、**15%+15%+10%の最大 40%の税額控除**が適用される。
ただし、法人税額の 20%が上限であることは留意したい。

また、上記の前年比 1.5%以上増加の要件を満たさなくても、継続雇用者の要件も使えます。

詳しくは担当者にお尋ね下さい。

モラロジーと私



私にとってモラロジーとは、私生活においては全然実践できてないですが、仕事上では三方善と共に、**道経一体思想 = 道徳と経済は一つで、精神は道徳、形は経済である**を事あるごとに考えています。

人生＝人間生活＝
{ 精神生活＝道徳
 物質生活＝経済



であるから道徳と経済は一つであり、両方を完全に備えてこそ、**生きがいのある人生**である。

会計の仕事について 42 年、何一つ自慢できる事はありませんが、これからは恩返しのため、**廣池千九郎博士の 時代は変わっても普遍的なこの教え**を具体的に実践していきたいと思えます。

例えば、経済において重要な会計分野において、**簿記が解らなくても、誰でも、テンキーだけで、簡単に入力できる中小企業向け会計ソフト(IKARING)**の開発を更に押し進めていきたいと思えます。

碓利夫

2月カレンダー

2月1日 贈与税申告開始(～3月15日)

2月10日 源泉所得税(毎月)・特別徴収住民税納付期限

2月16日 所得税確定申告の開始(～3月15日)

職員 **松下** の **これオススメ!**

このコーナーでは職員が“最近買って良かったモノやサービス”を紹介していきます。

今回は「**トランポリンクッション**」をご紹介します。



かなり固めのクッションで、サイズは 45cm × 45cm × 20cm ほど。
重量は 4kg 近くあり、座っても飛んでも安定感があります。

家での簡単なトレーニング用に少し前から気になっていましたが、好きな芸人さんが番組で紹介していたのを機に購入。価格は 6,000 円ほどでした。

乗ってみるとかなりの反発力があり、トランポリンのように飛び続けることでエクササイズ効果があります。本物のトランポリンほど飛べませんが、家の中で使うことを考えるとちょうど良い塩梅です。

確かに、15 秒ほど飛んでいると次第に身体は温まり、しっかりお腹回りから脚にかけて負荷を感じます。

1 分も飛んでいると汗ばむほどで、ただジャンプしているのと比べるとまるで様子が違います。

使わないときはクッションとして部屋に置いていても自然で、いわゆる「筋トレグッズ感」を感じさせないところも気に入っています。



(松下)

ペーパー廃止は大きな岐路



今回の電子帳簿保存法(電帳法)で基本的にペーパーレス化は大きく前進するのである。いくら機械化しても事務手数と負担は計り知れない。とは言っても法律に従わないわけにはいかない。とすれば、この改正を有効に効果を発揮させることしかない(プラスに前向きに)。そうでなければ会社が置いてきぼりになり、消える運命をたどる。

また、パート社員の社保加入など小規模企業への負荷が波状的にやってきている。会社らしい会社になるための産みの苦しみは続く。



毎週日曜日 18 時～18 時 29 分 FM83.1

今年も、日曜日の夕暮れ時は、
『ざいつきげんの音楽鍋』でよいひと時を♪



所長・職員一同、みなさまからのご意見・ご感想をお待ちしております

発行・編集 宇久田進治税理士事務所/株経営センターグロー

〒251-0042 神奈川県藤沢市辻堂新町 1-1-2 クロスポイント湘南 6F

TEL 0466(36)0627 FAX 0466(33)4892

さわやか土曜塾
しばらくお休みいたします。

